

きかんし
☆

ほくたい

北海道大学教職員組合機関紙

電話 011-746-0967(FAX 共通)／内線 2083-3994

URL: <http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/>

働きやすく 働きがいのある 北大に！

--- © रोबर्ट परमात्मन्

あけましておめでとうございます。 執行委員長 羽部 朝男

2年目の委員長です。この間、執行委員会は非力な委員長をささえ、組合員の要求を掲げて奮闘し成果を上げることができました。

私が大切にしたいスローガンは、昨年に引き続き「働きやすく働きがいのある北大に」です。教員は日頃の研究教育の努力が正当に評価されることを望んでいると思います。職員は、超勤が多く過重な労働となっている方が多いのではないかでしょうか。非正規雇用職員も増えており、見通しをもって働くためにも、また安定した大学運営のためにも正規雇用職員にすべきであると多くの皆さんが考えていると思います。こうした問題に目を向けた大学運営を実現するために、教職員の皆さんと話し合い、組合員と協力して活動ていきたいと考えています。

昨年、新執行委員会発足後に、演習林の期限付き雇用職員の待遇改善問題で団交を行ないました。団交では、参加者からの率直な実情の訴えが、待遇の一部改善につながりましたが残された課題は引き続き追求されなければ成りません。これまでの組合員のみなさんの努力に敬意を評します。また、昨年の新年挨拶からの前進としては、退職後の嘱託職員の待遇改善も勝ち取ることができました。正当な要求を掲げて、運動することの大切さを改めて感じさせます。昨年後半から問題となっている「年俸制」の評価制度や改悪された「国立大学法人法」の施行に伴う学内規則の改変など、組合として注視しなければならない問題が山積しています。ますます、働きやすく働きがいのある北大をめざす取り組みが大切になってくると思います。みなさまのご協力をよろしくお願いします。

教授会の役割を

大学自治が危ない！

制限してはならない！

2014年6月、学校教育法・国立大学法人法が改正されました（2015年4月1日施行）。国会審議において政府委員の下村文科大臣が、「今回の法改正は、現行法でも規定されている大学における学長と教授会の関係を明確化するものでありまして、教育研究に関する審議機関としての教授会の役割を制限するものではありません」（6/19 参・文教委）と発言しているように、教授会が果たしてきた本来の役割を変える必要はまったくありません。

ところが、北大が制定作業を進めている「総長が意思決定を行うに当たり教授会の意見を聞く事項」は、当然教授会が審議すべき事項や、これまで学内規定において教授会の審議事項であった事項のいくつかを除外しています。①まず、教育課程編成です。言うまでもなく、これは大学が組織的に教育を行おうとする際の根幹であり、決定に際して、学長が教授会の意見を聞くことは当然です。もし、教育課程に関することは学長が教授会に委ねている（だから、「意見を聞く事項」に教育

課程を含めない）というのであれば、その旨を学内規定に明記すべきです。②現行の就業規則において、「教授会の議を経て学長が行う」（「教員の人事等に関する特例規則」11条）にある「教員の勤務成績の評定又は評定の結果に応じた措置」も、「意見を聞く事項」に引き継ぐべきです。教授会の審議を経ずに「措置」が行われれば、教育・研究の専門性が顧みられない危険が生じることになります。③「学生の自主的な退学、転学、留学、休学及び復学」も教授会の審議事項に残すべきです。組合と人事課の懇談（2014年12月25日）では、「北大において、学生の退学等について本人の希望が尊重されなかった事例がこれまであったわけではない」とのことでした。そうであるなら規定を変える理由はありません。自主的とは言い難い諸事情により「一身上の都合」で退学を申し出た学生の状況について、いま一度教授会は専門的、教育的見地から審議すべきです。

（教育学部班 光本 滋）

集団的自衛権の行使容認に反対する－連続講演会第2回

「集団的自衛権行使に関する閣議決定について考える」

◇講師：岡田信弘 北大法学研究科教授（憲法学）

2015年1月31日（土） 13:30～16:30

会場：北大人文社会科学教育研究棟 1階W103教室

※資料代 500円 事前申込不要

問い合わせ：北海道の大学・高専関係者有志アピールの会





要求はたたかってこそ 実現する！

— 昨年8月の演習林団交で獲得した成果を考える —

昨年8月の団体交渉で林業技能補佐員関係の要求で、永年勝ち取ることが難しかったいくつかの要求が実現しました。団交当日は、既報のとおり研究林関係者の方々に大拳駆けつけていただき、執行委員も含めて総勢61名というかってない参加で行われ、大きな成果をかちとることができました。

現執行委員の方から、今回の団交結果について一文を寄せていただきました。

生態系は様々な種類の生物の相互作用によって、はじめてそのバランスが保たれます。もしその作用が一方向であった場合、生態系はバランスを崩すといわれています。

働く環境もそれと同じだと思いました。もし使用者が一方的に労働条件を決定してしまうことができれば、労働者の待遇は労働の対価に見合わないものになるかもしれません。結果的に良い成果が出せず、持続的な経営も難しくなるでしょう。

労働者が自分たちの労働の成果を使用者へきちんと伝え、それに見合った要求をしっかりと行うことによって、はじめてバランスが保たれ、働きがいのある労働環境が創出されます。そのため憲法は「団体交渉権」を労働基本権として保障しています。

私は昨年、地方研究林の非正規職員の待遇改善を求めた団体交渉に参加し、その事実を目の当たりにすることできました。今後もより良い成果を出す努力とともに、さらなる待遇改善に向けて行動していきたいと思います。
(執行委員 坂井 励)

昨年8月に団交を行い、林業技能補佐員に傷病休暇が新設され、苫小牧研究林の山上手当が通常支給になりました。団交で林業技能補佐員の問題を直接訴えることによって、林業技能補佐員の仕事の特殊性が認められた結果であると考えています。また、テレビ会議システムを利用し、総勢61名という多くの人数が集まった成果かもしれません。傷病休暇が新設され、病気や怪我の治療に専念することが可能になり、より良い状態で仕事に取り組むことが出来るようになりました。それは組織としてより一層高い目標へ進む体制作りにも繋がります。北海道大学には多くの方々が働いており、各職場で様々な問題を抱えていると思います。その問題は私達が動き出さなければ解決することが出来ません。

一人でも多くの仲間と訴えて問題を解決し、よりよい職場にしていきましょう。

(執行委員 高橋 廣行)

<北大の非正規雇用職員問題>

北大病院非正規雇用職員の要求アンケート結果（抜粋）

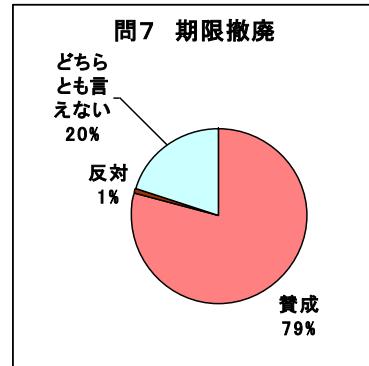
北大教職員組合病院班で、北大病院で働いている非正規職員の要求に対する考え方を把握するため、2014年10月にアンケート調査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

対象者は、北大病院に勤務する非正規雇用職員（嘱託職員、病休者を除く）464名。回答数は、313名で、回収率67.5%です。

II 要求に関する項目

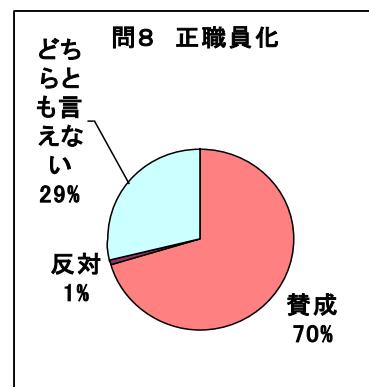
問7. 非正規雇用職員の雇用期限を撤廃すること（図7）

有効回答は311名、賛成 246名（79.1%）、反対3名（1%）、どちらとも言えない62名（19.9%）、選択の理由記載116名（37.3%）。



問8. 病院という職場の特殊性を顧慮し、非正規雇用職員の正規職員登用を大幅に増やすこと（図8）

有効回答は285名、賛成 200名（70.2%）、反対 3名（1.1%）、どちらとも言えない82名（28.8%）、選択の理由記載62名（21.8%）。



今年の3月には、北海道大学全体でも非正規職員の大量の雇い止めが行われようとしています。

5年の期限が来たら「更新しません」ということで、良いのでしょうか。病院班が取り組んだアンケート結果を見ると、引き続き働き続けたいという非正規職員の切実な要求が反映されています。

待遇改善、雇用継続、正規・非正規間の差別撤廃など組合として早急に取り組んでいかなければなりません。



《組合関連スケジュール》

- 1/22 千歳科技大教員解雇事件訴訟
(第13回期日) 10:30 札幌地裁岩見沢支部
- 1/30 専修短大8教員の訴訟（第5回）11:30 札幌高裁
- 1/30 専修短大元副学長解雇事件の訴訟（第7回）13:15 札幌地裁
- 1/31 連続講演会第2回
講師 岡田信弘 人文社会科学教育研究棟(W棟)集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対する
北海道の大学・高専関係者有志アピールの会主催
- 2/20-21 全大教書記研修会 京都市
- 3/5 北大職組 退職記念のつどい
18:00 ファカルティハウス「エンレイソウ」

